



新・介護保険 を考える 13

—特別養護老人ホーム の利用者負担の変化—

理事長 鈴木 恂子



平成27年8月からの制度改正は、一部の利用者負担が一割から二割になる変更とともに、特別養護老人ホームの入所者およびショートステイ利用者にとっては、食事代や居住費に関連する変更が実施されます。今回は、食事代や居住費を中心に、利用者負担の変化をまとめました。

介護保険法の三つの施設サービスのうち、介護老人福祉施設は老人福祉法の特別養護老人ホームから移行しました。現在も二つの法律に位置付けられていますが、老人福祉法による生活面の財源保障はなく、介護保険法による施設サービス費（老人福祉法による措置費単価がベースとなった）に移行しました。

平成18年度第三期の改正は、持続可能な制度を目標に給付の適正化の名のもとで抜本的な制度改正が行われました。当然のことながら、介護の保険は介護サービスに限りなく特化されていき、福祉法による生活の保障は根拠を失い、居住費・食費が自己負担になりました。

しかし負担ができない利用者への配慮は不可欠なため、特定入所者介護サービス費（補足給付）という軽減制度ができました。それから10年後の平成27年度第六期の改定は、この補足給付の対象者が大きく見直されました。

8月1日から次の要件に該当する方は、補足給付の対象外となります。

- 1.所得条件：施設入所により世帯分離していても配偶者が住民税課税の場合（必要に応じて戸籍等の照会を行う）
- 2.資産条件：単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金等（現金、たんす預金、有価証券等を含む）を所有している場合<預貯金等>（通帳等の写しおよび区市から金融機関に照会するための同意書の提出が必要となる）
（不正受給にはペナルティなど設け、適切な申請を促す）

特養入所は原則住所が施設所在地となり、世帯を分離するため多くの方は単身世帯、本人非課税となり、利用者負担段階の第2段階、第3段階となり補足給付の対象になりました。今回の新たな要件により、自宅暮らし配偶者が住民税課税となると第4段階となり、補足給付の対象外となります。

			平成 12（2000）年度	平成 15（2003）年度	平成 18（2006）年度	平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度												
特記事項			<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法 → 介護保険法 措置（行政処分） → 要介護認定（行政処分） 介護を必要とする高齢者の生活保障 → 介護の世話・サービスの提供 介護を中心に生活全般から入所決定 → 要介護認定を要件に直接契約 公的責任 → 自己責任 応能負担 → 応益負担（重い人ほど利用料高い） 	<ul style="list-style-type: none"> 特養の報酬が大幅に減額し、各種加算が多くなりました。 施設は要介護3以上の方を受け入れる方向で要介護1～2の報酬は大幅減となりました。 福祉施設からの移行期を終え、介護保険施設へと変化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 一年前倒しに平成17（2005）年度より特養の食費と居住費が原則利用者負担となり、施設サービス費は減額しました。 食事代の大幅減により従来の水準を低下させず継続することを苦慮しました。 	ユニット個室料 1,970円（日額） 月額（30日）59,100円 食事代 1,380円（日額） 月額（30日）41,400円 計 100,500円が国が設定する特養の基準額となりました。 ・一方、都内では待機者も多く、従来型・多床室を必要とする声も多くあります。	<ul style="list-style-type: none"> 8月1日より多床室が一日840円になり、食事代居住費負担を軽減していた補足給付が厳しくなると、昨年度まで第2段階だった方が第4段階になると一気に負担増になります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>食事代</th> <th>居住費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26年度</td> <td>390円</td> <td>320円</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>1,380円</td> <td>840円</td> <td>2,220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・区市では第4段階で負担増により一方の方が生計困難に陥らぬよう特例軽減措置をとっています。（年間収入80万円以下、預貯金450万円以下等の要件）</p>	年度	食事代	居住費	合計	H26年度	390円	320円	710円	H27年度	1,380円	840円	2,220円
年度	食事代	居住費	合計																
H26年度	390円	320円	710円																
H27年度	1,380円	840円	2,220円																
食事代 〔一日あたり〕	基本食事サービス費		2,120円																
	利用者負担段階	第1段階	平成12年度～17年度は2,120円のうち食材費相当780円（病院と同額）を利用者負担としました。18年度より1,380円を基準額として全額利用者負担となりました。				780円 （区市により段階ごとに軽減をしたところがあります）				1,380円 300円 390円 650円 1,380円								
第2段階		<食事代は変更なし>																	
第3段階																			
第4段階																			
居住費 〔一日あたり〕	居室種別																		
	基準額																		
	利用者負担段階	第1段階		<居住費負担なし>				従来型多床室		従来型個室	ユニット型準個室	ユニット型個室	多床室（4/1～7/31）	多床室（8/1～）	<多床室以外は変更なし>				
		第2段階						320円	1,150円	1,640円	1,970円	370円	840円						
		第3段階						0円	320円	490円	820円	0円	0円						
第4段階		320円	420円					490円	820円	370円	370円								
		320円	820円	1,310円	1,310円	370円	370円												
		320円	1,150円	1,640円	1,970円	370円	840円												
※利用者負担段階			平成14（2002）年より、施設整備補助金の基本が個室ユニット（新型特養）に移行し、居室部分は補助対象外、借入金で整備することになりました。				利用者の居住費負担が居室種別に設定されました。ユニット型は居室部分の返済額を基準に算出されたと言われていました。旧補助金で整備された従来型個室も居住費負担が発生しますが、従来型多床室（4人室標準）は居住費対象とはならず、光熱水費相当分（320円）が利用者負担となりました。				4月より多床室のみが光熱水費の値上げ相当分として50円値上げして、370円になりました。そして8月1日からは、新たに居住費470円が追加され、利用者負担は1日あたり840円となりました。そのため施設サービス費の保険給付は47単位（1単位10円が基準）減額しました。								
第1～3共通：本人及び世帯全員が非課税であること																			
第1段階： 高齢福祉年金受給者、生活保護受給者																			
第2段階： 合計所得金額+課税年金収入額の合計80万円以下																			
第3段階： 利用者負担段階2以外の者																			
第4段階： 本人課税で同一世帯に住み税課税がいる者																			

（編集：法人事務局 青木 志乃）